

虐待防止に関する指針

【基本方針】

訪問看護ステーション COCORO では、虐待防止法の理念に基づき、高齢者および障害児者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に虐待の防止、早期発見・早期対応またはその再発防止に努める。全ての職員がこれらを認識し事業所における高齢者虐待を防止に努め、職員へ研修を実施する。

（１）虐待の定義 種類

① 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。

② 介護・世話の放棄・放任

衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の虐待を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

（２）虐待に対する「自覚」は問わない

利用者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に利用者が侵害されていると確認できる場合には、虐待を疑い対応する。

（３）常に迅速な対応を意識する

高齢者の虐待問題は、発生から時間が経つにつれ深刻化すると予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要である。

（４）組織的に対応する

担当者一人の判断で行うことを避け、組織的な対応が必要である。相談や通報を受けた職員は早急に担当者、責任者などに相談し、その内容、状況から緊急性を考慮するとともに利用者の安全や事実確認の方法、援助の方法について組織的に判断する。担当者一人への過度な負担を避け、客観的に対応できるよう複数の職員で対応する。

(5) 医療機関との連携

複合的な問題を抱える事例に対しては、問題への対応機関との連携が不可欠。

(6) 記録について

高齢者虐待の対応に関するカンファレンス、当事者とのやり取りは組織的に状況を共有し、すべて記録に残す。

【虐待の防止の委員会】

(1) 委員長の役割

委員会の運営と指導を担う。

(2) 開催頻度

委員会は年に少なくとも1回開催し、必要時は臨時に開催する。

(3) 検討事項

- ・虐待防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速、適切に行われる方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発防止策を講じた際にその効果についての評価に関すること

【虐待防止のための職員研修に関する基本方針】

(1) 定期的な研修の実施

すべての職員は、少なくとも年に一度はこの研修を受ける。研修は職員の知識、スキルアップとともに、虐待防止に関する意識を高めるために重要である。

(2) 新規採用者への研修

入職時に必ず研修を実施する。新職員も事業所の虐待防止方針を理解し、実践する能力を身に付ける。

(3) 研修内容の記録

実施内容、日程、参加者など記録する。

【虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針】

(1) 迅速な報告

虐待が疑われる場合、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、ただちに管理者や担当者に報告する。同時に、地域包括支援センターに通報する。

(2) 事実確認の協力

地域包括支援センターによる事実確認に全面的に協力する。これには関係者の面談や証拠の収集などが含まれる。

(3) 被虐待者の保護

虐待が確認された場合、被虐待者の安全確保と心理サポートを最優先に行う。必要に応じて追加の医療介護サービス等を提供する。

(4) 養護者の支援

虐待が養護者によって行われた場合、養護者もまた支援を必要としている場合を認識し、適切な支援を検討する。これには介護疲れ、経済的問題、医療的課題など、虐待の背景にある複数の要因を考慮する。

(5) 虐待者が職員の場合

職員であると判明した場合は、厳正に対処する。これには必要に応じて懲戒処分や法的措置の実施も含まれる。

【虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項】

(1) 相談窓口の設置

虐待に関する相談や報告を行うための専門窓口を設置する。

(2) 報告内容の適切な扱い

報告された情報は慎重に扱い、個人情報保護に配慮して適切に管理する。

(3) 報告者へのサポート

報告者に対して適切なフォローアップとサポートを提供し、報告者による不利益が生じないように配慮する。

(1) 虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、都度委員会において記録し保管する。

(1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

(2) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

(3) 緊急性の高い事案が発生した場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

【虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項】

(1) 職員等が他の職員等による虐待等を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。

(2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者の代行をします。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、時系列で概要を整理します。

(3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。

(4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

(5) 事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

(6) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

【成年後見制度の利用支援に関する事項】

判断能力不十分な高齢者擁護のため、成年後見人制度について利用者や家族に情報提供し、社会福祉協議会等の社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

【虐待等に係る苦情解決方法に関する事項】

(1) 苦情受付窓口の設置

虐待に関する苦情を受け付ける専用窓口を設置する。利用者が自由に利用でき、安心して相談できるような環境で運営される。

(2) 苦情の迅速な対応

受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査を行う。必要に応じて適切な対応、措置を講じる。

(3) 解決策の検討と実施

苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する。これには職員の再教育、業務プロセスの見直し、またはほかの適切な措置が含まれる。

(4) 苦情の処理と記録の評価

処理過程と結果は記録に残し、これを基に虐待防止のためのシステムやプロセスの改善を図る。

【利用者等に対する当該指針閲覧に関する事項】

(1) 本指針を事業所内に掲示するとともに、いつでも利用者や家族が閲覧できるようにする。

【その他の虐待防止の推進のために必要な事項】

(1) 当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、その重要性和緊急性をみて専任担当者が責任を持つこととする。担当者は虐待防止のためのすべての活動の監督、調整、実施を担当し、職員への研修、報告体制の整備、と対応策など虐待防止に関連するあらゆる事項について主導的な役割を果たす。

本指針は、令和6年2月1日から施行する。